

**令和8年度里山における新たな鳥獣被害防止対策推進事業  
(DXによる効果的なシカ捕獲技術の検証)に係る委託業務仕様書**

## 1 業務の目的

狩猟者の高齢化や減少が進展している中山間地域では、森林内に生息するシカの効果的捕獲対策への重要度が高まっており、その対策としてDXの導入を目指す地域がある。

一方、新たな技術には課題が多いことから、岡山県（以下「甲」という。）は、民間事業者（以下「乙」という。）に委託して、その具体的かつ効果的手法の確立を目指す。

## 2 業務の内容

乙は、甲の指示に従い、以下に掲げる業務内容を実施する。

### (1) 実施計画の策定

甲が選出した対象地域において、市町村担当者へのヒアリングを行い、地域の実情と現状を把握し、実施計画を策定する。

実施計画の策定に当たっては、甲の承認を得た上で確定するとともに、対象地域の狩猟者を交えた協議と現地踏査を行い、検証メニュー等の最終調整を実施する。

### (2) 関係者への事業説明会の実施

(1)で策定した実施計画に基づき、関係者に対し、調査目的や実施の段取り、シミュレーション等の説明会を実施する。

### (3) 検証データの収集、評価及び分析

(1)で策定した実施計画に基づき、DXを活用した鳥獣被害防止対策の検証を実施し、データの収集、評価及び分析を行う。検証に使用する機器や資材等は、乙が準備する。

### (4) 検証結果の取りまとめ

検証結果の要因及びDXの実用可能性の評価を取りまとめ、事業成果報告書を作成する。実用可能性の評価に当たっては、運用上の注意点や条件設定等の提案を整理する。

### (5) 技術資料の作成

令和6年度及び令和7年度の委託業務実施内容と(4)の内容を整理し、DXを活用したシカの効果的捕獲対策技術について、他地域への普及啓発のための技術資料を作成する。なお、技術資料は、以下の項目を満たす内容とし、各項目について、乙が対象地域以外で収集したデータを補完的に活用してもよい。

(ア) 森林内に生息するシカの行動把握の手法

(イ) 行動把握したシカを効率的に捕獲するために活用できるDX技術

### (6) その他

本事業の実施に当たっては、甲と乙が協議の上、事業の円滑な実施に努めるものとする。

## 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月15日

#### 4 委託限度額

2, 999, 700円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

#### 5 成果品の提出

##### (1) 提出物

- ・ 2で作成した事業成果報告書及び技術資料（紙媒体（A4版）、2部）
- ・ 報告書の電子データを収納した電子媒体（CD又はDVD等）1式  
電子媒体については、Word、Excel、PowerPoint形式で作成したデータを収納することとし、これ以外の形式の場合は、別途、甲の担当者と協議すること。

##### (2) 提出年月日

令和9年3月15日（月）

##### (3) 提出先

岡山県農林水産部農村振興課鳥獣害対策室

#### 6 著作権等の扱い

- (1) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、甲が保有するものとする。
- (2) 乙は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果品に含まれる乙又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、乙が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

#### 7 情報セキュリティの確保

乙は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 乙は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について甲の担当課に書面で提出すること。
- (2) 乙は、甲の担当課から機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、請負業務において乙が作成する情報については、甲の担当課からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 乙は、岡山県情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき、又は乙において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて甲の担当課の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 乙は、甲の担当課から提供された機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し、又は廃棄すること。また、請負業務において乙が作成した情報についても、甲の担当課からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 乙は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 岡山県情報セキュリティポリシー

<https://www.pref.okayama.jp/page/detail-1071.html>

## 8 その他

当仕様書に記載のない事項が発生した場合は、甲と乙で協議し、委託業務の内容を変更する。